

# 寺院所有の土地を他の土地と交換するには

寺院所有の土地を交換するとき、相手方と交換契約を交わす場合は、寺院財産処分（交換）承認申請が必要です。寺院財産処分承認申請及び寺院財産取得承認申請に準じて申請ください。

## 冥加料

処分した土地の価格から、財産を取得するために払った価格を引いた価格（交換差金）の2%になります。ただし処分代金が25万円以下の場合5,000円になります。

様式番号	22	申請書名	寺院財産処分（交換）承認申請書
------	----	------	-----------------

## お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105